

# 令和6年度 保育施設利用のご案内



かすみがうら市 保健福祉部 子育て支援課  
〒315-8512 かすみがうら市上土田 461 (千代田庁舎 1階)  
TEL : 0299-59-2111/029-897-1111 (内線 1172, 1174)  
0299-56-2309 (直通ダイヤル)

## 1. 保育施設について

保育施設とは、保育所(園)・認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業のことをいいます。保護者が就労や病気、出産などのために家庭で保育ができないお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とした施設です。集団生活に慣れさせるためや下のお子さんの保育に手がかかるなどの理由では入所・入園(以下、「入所」という)の対象となりません。

## 2. 支給認定について

### (1) 認定区分

保育施設を利用するためには、「支給認定」を受ける必要があります。支給認定区分や保育の必要性により、利用できる施設や時間、保育料が異なります。

認定区分	対象児童	保育の必要性		利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	3歳～5歳	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所(園)、 認定こども園(保育所部分)
3号認定	0歳～2歳			保育所(園)、地域型保育事業所、 認定こども園(保育所部分)

### (2) 保育必要量

保育認定の場合、保育を必要とする事由により、保育必要量が決定されます。

- 保育標準時間・・・最大11時間(就労時間月120時間以上、妊娠・出産、疾病・障害など)
- 保育短時間・・・最大8時間(就労時間月64時間～120時間未満、求職活動中など)

- ・就労時間が月120時間未満であっても、就労状況により標準時間での認定が可能な場合がありますので、ご相談ください。
- ・保育認定を受けて施設を利用している間に育児休業を取得した場合、保育短時間認定となります。
- ・就労時間の変更等により保育時間の変更を希望する場合、毎月15日までの申請で翌月1日からの適用になります。月途中の変更はできません。

変更手続きについての詳細は「10. 支給認定の変更(P.5)」をご確認ください。

#### 【保育必要量のイメージ】

	7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
保育標準時間	最大11時間利用可能				延長保育
保育短時間	早朝保育	最大8時間利用可能		延長保育	

※保育標準時間・短時間の時間設定や、延長保育の時間等は施設によって異なります。

市内施設の詳細は「14. 施設概要(P.10～P.14)」をご確認ください。

### 3. 入所申込みができる方

(1) かすみがうら市内に住民登録がある方

※市外に住民登録がある方については、「12. 広域入所の利用を希望する方(P.8)」をご確認ください。

(2) 保護者が下記の理由により、保育を必要とする方（保育認定希望の場合）

保育の必要性の区分	入所要件	利用できる期間
就労（外勤・自営業等）	月64時間以上就労しているとき	就労期間
妊娠・出産	出産前8週～出産後8週の属する月の期間 （多胎児の場合、出産前14週～出産後8週の属する月の期間）	
疾病や負傷、 心身に障がいがある	入院・通院で保育が困難と診断されたとき	入院・通院期間
	自宅療養で保育が困難と診断されたとき	療養期間
親族の介護等	親族の介護等のため、保育にあたれないとき	介護が必要な期間
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっている	保育を必要とする期間
就学	職業訓練校等における職業訓練を含む	在学期間中
求職活動中	起業準備を含む	入所後90日間
その他	福祉事務所長が認める場合	保育を必要とする期間

※上記の保育の必要性がなくなった場合には、その月の末日をもって退所となります。

※育児休業期間中は入所要件に該当しないため、原則として新規での入所はできません。

ただし、入所月内に職場復帰することを条件に、就労の要件での申し込みが可能です。

(3) 集団生活が可能であること

### 4. 入所申込みについて

※大切なお子さんをお預かりする施設ですので、必ず事前に見学を行ってください。  
見学については各施設で随時受付しています。施設に直接お問い合わせください。

(1) 4月入所希望の場合

期間・場所を指定して一斉に受付をします。受付期間等は広報誌・市HP上でお知らせします。

(2) 年度途中入所（5月入所以降）の場合

【受付期間】入所を希望する月の前々月（2カ月前）の16日から前月の15日までです。

※締切日の15日が土・日・祝日の場合、その前の開庁日まで。

例…7月入所希望の場合、5月16日から6月15日が受付期間。

【申 込 先】○第1希望が市立保育所・民間保育所の場合は子育て支援課(千代田庁舎1階)です。

受付時間は、8時30分～17時15分までになります。

※土・日・祝日を除く。また、毎週木曜の延長窓口は対応していません。

○第1希望が認定こども園・地域型保育事業の場合は第1希望施設へご提出ください。

※2施設以上に申込書類を提出する必要はありません。第1希望施設の申込先にご提出ください。

※先着順ではありません。全体の申込状況により、入所審査および利用調整を行います。

○市外の保育施設を希望される場合は、「12. 広域入所の利用を希望する方(P.8)」をご確認ください。

○電子申請での手続きは、「13. いばらき電子申請・届出サービスについて(P.9)」をご確認ください。

#### 《令和6年度クラス年齢》

※令和6年4月1日時点の年齢基準です。年度途中で誕生日を迎えても、クラス年齢は変わりません。

クラス年齢	生年月日
5歳児	H30(2018). 4. 2 ~ H31(2019). 4. 1
4歳児	H31(2019). 4. 2 ~ R2(2020). 4. 1
3歳児	R2(2020). 4. 2 ~ R3(2021). 4. 1
2歳児	R3(2021). 4. 2 ~ R4(2022). 4. 1
1歳児	R4(2022). 4. 2 ~ R5(2023). 4. 1
0歳児	R5(2023). 4. 2 ~



## 5. 申込みに必要な書類

※申込書類に不備がある場合は受付できませんので、必ず提出前にご確認ください。

- (1) 施設型給付費等支給認定申請書 . . . . . 児童1人につき1枚
- (2) 保育所申請用補助表 . . . . . 児童1人につき1枚
- (3) 保育施設利用に関する確認票及び同意書 . . . . . 世帯につき1枚
- (4) 保育の必要性を証明する書類（下記表①～⑩） . . . 保護者それぞれにつき1枚必要です。  
 ※祖父母（65歳未満）において、同居（世帯分離を問わず同一住所地に居住）している場合、  
 利用の優先度判定にあたり必要です。（65歳未満・昭和34(1959)年4月2日以降生まれの方）

①就労・就労見込みの方 ②内職の方	『就労証明書』 ※就労先事業者(雇用主等)が記入する書類です。 保護者自身で記入したものは受付できません。
③自営業主、自営業専従者、家族従業者の方	1 『就労証明書』 2 『就労者本人氏名の記載のある、下記書類のいずれかの写し』 …「最新の確定申告」「源泉徴収票」「開業届」「営業許可証」 ※1および2を併せてご提出ください。片方だけでは書類不足です。
④疾病・負傷・障害の方 ⑤疾病者の介助の方	④の方は『診断書(本人用)』、⑤の方は『診断書(介助者用)』 または『身障者手帳・療育手帳・障害年金証書等の写し』
⑥妊娠・出産の方	『保護者氏名および出産(予定)日の判るもの』(母子手帳等の写し等)
⑦育児休業中の方	『就労証明書』(育児休業の期間が記されたもの) ※入所月内に復職することが、入所申込の条件です。
⑧就学・職業訓練中の方	専修学校等が発行する『在学証明書』および『カリキュラム』(任意様式)
⑨求職中の方	『求職中に関する申立書』 ※入所後90日以内に就労証明書等を提出してください。 証明されない場合は、退所となりますのでご注意ください。
⑩その他	子育て支援課までお問合せください。

※就労の要件（①・②・③および⑦）に該当する場合、就労時間数が月64時間以上でないと要件不足となり、受付できません。

- (5) 状況に応じて必要な書類 . . . 下記表に該当する方のみ

○育児休業の期間を切り上げて、入所申込する場合	『保育所申込に関する理由書』 ※育児休業を切り上げ、入所月中に復職する旨をご記入ください。
○市外の施設を希望する場合	『広域入所確認シート』
○4月～8月入所の方で、令和5年1月1日時点でかすみがうら市に住民登録がない場合	『令和5年度(非)課税証明書』 ※令和5年1月1日時点で住民登録がある自治体で取得できます。
○9月～3月入所の方で、令和6年1月1日時点でかすみがうら市に住民登録がない場合	『令和6年度(非)課税証明書』 ※令和6年1月1日時点で住民登録がある自治体で取得できます。
○同一世帯に外国籍の方がいる場合	外国籍の方の『在留カード』
○同一世帯に障害をお持ちの方がいる場合	『障害者手帳』、『療育手帳』、療育施設に通うための『通所受給者証』など
○離婚調停中の場合	『調停期日通知書』など、調停中であることの証明書類

※「課税(非課税)証明書」は、自治体により名称が異なる場合があります。  
 「当該年度の市町村民税所得割額・均等割額の記載のある書類」をご用意ください。

## 6. 入所申込から入所まで

- (1) 入所申込み 4月入所は、期日と場所を指定し受付を行います。  
途中入所の期日と申込先は、「4. 入所申込みについて(P.2)」をご確認ください。
- (2) 入所判定会議 4月入所の判定会議は1月中に、途中入所の判定会議は毎月15日以降に行います。入所申込書や関係書類により、入所基準表に基づいて公正な審査を行い、保育の必要性が高い児童から入所を内定します。  
第1希望施設に入所できない場合、第2・第3希望施設で検討されます。
- (3) 入所内定 4月入所の場合、1月下旬頃に郵送します内定通知書にてお知らせします。  
途中入所の場合、毎月20日までに申請者に電話で連絡します。
- (4) 面接・健康診断 内定者には、内定先施設での面接と、各施設の担当医の健康診断を受けていただきます。
- (5) 入所決定 面接と健康診断で集団保育が可能と認められましたら、入所決定となります。

次のような場合には、入所内定・決定後でも取り消しとなります。

- 事実と異なる虚偽の申請があった場合
- 家庭で児童を保育できるようになった場合
- 集団保育が不可能な場合
- その他不適当と認める場合

## 7. 入所できない場合

- ・申込みをされても希望者多数により、希望する施設に入所できない場合や入所する基準に該当しない場合は、入所が認められないことがあります。
- ・希望月に入所できない場合は、翌月以降も引き続き審査が継続されますので、毎月申込みをしていただく必要はありません(令和7年3月入所分まで有効)。ただし、家庭状況や就労等の変更があった場合は、すみやかに子育て支援課(千代田庁舎1階)までご連絡ください。
- ・翌月以降の審査結果については調整の結果、入所内定となった場合にのみ連絡をします。
- ・申込みした順番や入所待機となっていることで、入所が優先されることはありません。

## 8. 入所後の注意点等

(1) 入所後は各施設の決まりを守ってご利用ください。

### (2) 利用中に出産し、育児休業を取得する場合

保育を必要とする事由が就労で入所した保護者が、次子出産に伴い退職した場合は保育の必要性がなくなり、退所となります。ただし、育児休業法等の法令に定められた育児休業を取得する方については、継続入所が可能です。その際には育児休業期間を証する書類の提出が必要です。

また、育児休業期間中の保育必要量は保育短時間となります。

なお、自営業の方は産後8週後すぐに復職する場合のみ継続入所が可能です。

※妊娠・出産の要件で入所した方は、育児休業取得による入所期間の延長はできません。

### (3) 届け出について

次のような場合は、すみやかに子育て支援課(千代田庁舎1階)まで届け出てください。

- ・入所承諾期間満了前に退所するとき
- ・居住地などが変わるとき(転出・転居・電話番号の変更など)
- ・長期(おおよそ1か月以上)にわたって欠席するとき
- ・世帯状況が変わったとき(ひとり親世帯・生活保護受給世帯・世帯状況の変更など)
- ・就労状況が変わったとき(就労先・就労日数・就労時間・職種の変更など)
- ・所得税額が変わったとき(期限後の所得税申告の確定・修正・訂正など)
- ・家庭内保育が可能となったとき(退職・病気全快・育児休業取得など)
- ・保育料(市立・民間保育所)や、給食費(市立保育所)の納入について相談したいとき

#### (4) 現況届について

年に1回(毎年10月頃)現況届の提出により保育の必要性の確認を行います。調査により家庭で保育ができることが判明した場合や、現況届の提出がなかった場合、退所となります。

※就労実績と収入実績(所得申告内容)に整合性がない場合など、必要に応じて就労先等にも確認します。

#### (5) 次のような場合は、退所となります。

- ・事実と異なる虚偽の申請があった場合
- ・家庭で保育ができるようになった場合
- ・継続して長期欠席した場合(おおよそ1か月以上)
- ・集団での保育が不可能の場合
- ・その他、福祉事務所長が退所を適当と認めるとき

## 9. 入所後の転所

世帯転居や保護者の就労形態の変化などで、転所を希望する場合は転所の手続きが必要です。

子育て支援課(千代田庁舎1階)へ別途申込み後、各月の審査と併せ利用調整を行います。転所できないことがあります。また、転所内定後は、利用調整上辞退(現在の利用施設に戻ることはできません。(転所希望先が市外施設の場合、「12. 広域入所の利用を希望する方(P.8)」をご確認ください。))

## 10. 支給認定の変更

就労時間の変更等により支給認定の変更を希望する場合、毎月15日までの申請で翌月1日からの適用になります。月途中の変更はできません。

#### (1) 市内施設を利用している子ども

市立保育所・民間保育所を利用されている場合は子育て支援課(千代田庁舎1階)へ、認定こども園・地域型保育事業を利用されている場合は、各施設にお申込みください。

- ① 保育標準時間⇔短時間の変更は、就労時間の変更があった保護者の就労証明書等が必要です。
- ② 教育認定から保育認定の変更は、保護者それぞれの就労証明書等が必要です。
- ③ 保育認定から教育認定の変更は、就労証明書等は不要です。

#### (2) 市外施設を利用している子ども

一部手続きの詳細が異なります。「12. 広域入所の利用を希望する方(P.8)」をご確認ください。

## 11. 利用者負担額(保育料)・給食費

#### (1) 幼児教育・保育の無償化について

##### 【保育料無償化の対象となる子ども】

- ・教育認定(満3歳~5歳児クラス)の全ての子ども
- ・保育認定の3歳児~5歳児クラスの全ての子ども
- ・保育認定の0歳児~2歳児クラスで、住民税非課税世帯の子ども

※保育認定の2歳児クラスの子どもが、年度の途中で3歳を迎えても無償化の対象にはなりません。  
※無償化の対象となるのは保育料のみです。給食費や行事費、延長保育料など実費徴収されている費用は、無償化の対象外です。

#### (2) 利用者負担額(保育料)・副食費の算定方法

利用者負担額(保育料)や副食費の免除有無は、いずれの保育施設を利用される場合でも、かすみ  
がうら市の基準に基づいて、世帯の市町村民税額と児童の年齢等によって算定します。

また、市町村民税額の決定に合わせ、毎年9月に算定根拠となる課税額の年度を切り替えます。

令和6年						令和7年					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度市町村民税額により算定						令和6年度市町村民税額により算定					

※保護者の収入が少額(103万未満)の場合、同居祖父母等の収入も合算されます。

※住宅借入金(取得)等特別控除・配当控除・外国税額控除等がある場合には、控除前の税額が算定対象となります。

※未申告等で税情報が確認できない場合、保育料は最高額・副食費は免除なしで算定します。

※収入が無くても、申告手続きは必要です。申告されない場合、上記と同様に算定します。

### (3) 給食費について

教育認定の全ての子どもおよび保育認定の3歳児～5歳児クラスの全ての子どもについては、保育料が無償化され、代わりに実費徴収となる給食費の支払いが生じます。

※保育認定の0歳児～2歳児クラスの全ての子どもの給食費は保育料に含まれていますので、別途徴収はありません。

認定区分や利用施設により、給食費の金額や取り扱いが異なります。

#### 【市内施設を利用している子ども】

- ・教育認定の場合、給食費として主食費と副食費の徴収があります。
- ・保育認定の場合、給食費のうち主食費が免除となっており、副食費のみの徴収となります。

#### 【市外施設を利用している子ども】

給食費として主食費と副食費の徴収があったり、主食のみ家庭から持参するなど、施設により給食費の取り扱いが異なります。詳しくは施設にお問い合わせください。

また、上記の取り扱いに加えて、下記の子どもの場合は副食費の徴収が免除されます。

副食費の免除有無については(2)のとおり算定し、別途通知します。

#### 【副食費免除の対象となる子ども】

- ・年収360万円未満相当世帯の子ども
- ・教育認定の場合、小学校3年生までの子どものうち、第3子以降の子ども
- ・保育認定の場合、小学校就学前までの子どものうち、第3子以降の子ども

### (4) 保育料や副食費の決定・納入について

4月入所の場合は3月下旬に、途中入所の場合は入所月の前月下旬までに通知します。

納入先は、以下のとおりです。

利用施設(市内)	市立保育所	民間保育所	認定こども園	地域型保育事業
保育料	かすみがうら市	かすみがうら市	施設	施設
給食費	かすみがうら市	施設	施設	

納入先がかすみがうら市となっている保育料および給食費の納入方法は、口座振替もしくは納付書となります。口座振替に必要な書類(保育料口座振替依頼書)は、入所決定の通知に同封しますので、取扱金融機関の窓口で必要な手続きを行ってください。口座振替は毎月月末です。(月末が土曜・日曜・祝日の場合は、その翌日)

口座振替の手続きをされていない場合は、納付書を送付します。取扱金融機関の窓口、全国のコンビニエンスストアや電子マネー「PayPay」「LINEPay」「PayB」で納付をお願いします。

ほか、施設へ納付となっているものについては、施設に直接お問い合わせください。

### (5) 保育料や給食費を滞納した場合

保育料や給食費は、保育・教育施設を運営するための経費として、所得に応じて公平に負担して頂いております。保育料や給食費を滞納すると、督促状の送付、利用施設を通じての納付催告、児童手当からの充当を行うこととなります。滞納のある世帯の方が、新規入所申込み及び継続入所を行うことは困難となります。

なお、認定こども園および地域型保育施設は施設への直接納付となっておりますので、保育料や給食費に滞納がある場合、利用している施設から契約を解除されることがあります。

### (6) 保育料や給食費の還付(日割り計算)について

保育料や給食費の徴収額は月単位で定められているため、自己都合による欠席などがあっても、原則として還付は行いません。

また、入園日は毎月1日、退園日は毎月末となっておりますので、入園月の途中から登園を開始したり、退園に伴って月の途中で登園をやめたとしても、還付の対象にはならず、保育料等は1か月分お支払いいただきます。

※新型コロナウイルス感染症の罹患等による欠席についての還付は、令和5年4月以降廃止となりました。

## かすみがうら市特定教育・保育施設利用者負担額

【市立保育所・民間保育所・認定こども園・地域型保育事業（保育認定・3歳未満児）】

階 層 区 分		標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税世帯 48,600円未満	14,000	13,700
	ひとり親世帯等	6,000	5,800
第4階層	市町村民税所得割課税世帯 I 48,600～57,700円未満 II 57,700～97,000円未満	22,000	21,600
	ひとり親世帯等 48,600～77,101円未満	9,000	8,800
第5階層	市町村民税所得割課税世帯 169,000円未満	32,000	31,400
第6階層	市町村民税所得割課税世帯 301,000円未満	43,000	42,200
第7階層	市町村民税所得割課税世帯 397,000円未満	50,000	49,100
第8階層	市町村民税所得割課税世帯 397,000円以上	55,000	54,000

※市立、民間ともに同じ利用者負担額（保育料）です。

※保育認定の場合、年度途中で3歳を迎えても、その年度中は無償化の対象にはなりません。

※ひとり親世帯等とは、ひとり親（配偶者のない者で児童を扶養している者）がいる世帯のほか、在宅障害児（者）の方がいる世帯が該当します。

### 《利用者負担額の軽減措置について》

- ① 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合、同時入所している児童から数えて2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ② 第1階層～第4階層 I では、年齢制限なく最年長の子どもを1人目、その下の子どもを2人目として、上記と同様に軽減します。
- ③ ひとり親世帯等（自治体民税所得割額 77,101円未満）の場合、年齢制限なく最年長の子どもを1人目、その下の子どもを2人目として、2人目以降は無料となります。
- ④ 市独自子育て支援として、年齢制限なく最年長の子どもを1人目、その下の子どもを2人目として、2人目は無料となります。

\*利用者負担額は国が定める上限額の範囲内で市が決定しますが、国の基準や予算編成により、変更となる場合があります。

また、利用者負担額は、保育の提供を受けた者が負担すべき費用の一部であり、児童にかかる費用からその一部を除いた費用は、国・県・市によって補われています。

## 12. 広域入所の利用を希望する方

### (1) 広域入所とは

里帰り出産や保護者の方の勤務地の都合などにより、住民登録がある自治体とは別の自治体の保育施設を利用できる制度をいいます。 ※教育認定を希望される場合、希望施設へ直接お申込みください。

### (2) 4月入所および年度途中（5月以降）の入所について

【申込先】 かすみがうら市子育て支援課（千代田庁舎1階）

【必要書類】 ① かすみがうら市様式の書類（5. 申込に必要な書類(P.3)と同様）  
② 利用希望施設のある自治体での必要書類

【受付期間】 利用希望施設のある自治体の受付期間にお申込みください。

審査結果がわかるのは、4月入所の場合おおよそ2月以降となります。  
年度途中入所の場合、前月20～25日頃となります。

#### 【注意事項】

- ・入所申込の際に、かすみがうら市内の施設と、かすみがうら市外の施設の併願はできません。
- ・自治体によって受付に制限がある場合や申込期限が異なりますので、あらかじめ利用希望施設がある自治体の保育担当課にご確認の上、お申込みください。
- ・広域入所の場合は保育実施期間（入所できる期間）が単年度となっています。翌年4月以降も継続して入所を希望する場合、再度申込が必要となります。なお、自治体の保育状況によっては継続入所ができない場合もあります。継続入所の申込は、現況届の時期に併せてご案内します。

### (3) 支給認定区分の変更について

教育認定から保育認定の変更を希望される場合は、入所申込（上記(2)）と同様の手続きが必要です。なお、自治体の保育状況によっては保育認定への変更ができない場合もあります。

※その他の変更手続きは、「10. 支給認定の変更(P.5)」と同様です。

### (4) 利用者負担額（保育料）や副食費の決定・納入について

利用者負担額（保育料）・副食費の決定は、かすみがうら市が行います。市内保育施設を利用する方と同様に算定し、通知します。算定方法や納入方法の詳細は「11. 利用者負担額（保育料）・給食費（P.5～P.7）」をご確認ください。納入先は、以下のとおりです。

利用施設（市外）	市立保育所	民間保育所	認定こども園	地域型保育事業
保育料	施設のある自治体※	かすみがうら市	施設	施設
給食費	施設のある自治体※	施設	施設	

※かすみがうら市外の市立保育所に通う方の納入方法については、施設のある自治体の保育担当課へお問い合わせください。

### (5) かすみがうら市外に住民登録がある方について

【申込先】 住民登録がある自治体

【必要書類】 住民登録がある自治体の必要書類

【受付期間】 かすみがうら市の受付期間にお申込みください。（4. 入所申込について(P.2)と同様）  
審査結果がわかるのは、4月入所の場合おおよそ2月以降となります。  
年度途中入所の場合、前月20～25日頃となります。

#### 【注意事項】

- ・受入年齢や保育要件に制限はありませんが、施設により受入年齢が異なります。「14. 施設概要（P.10～P.14）」をご確認ください。なお、待機児童の解消を考慮し、原則として市内児童優先とさせていただきます。また、空き枠があっても市内児童の入所枠確保のため、不承諾とさせていただきます場合があります。
- ・保育実施期間（入所できる期間）は単年度となっています。翌年4月以降も継続して入所を希望する場合、再度申込が必要となります。なお、保育状況によっては継続入所ができない場合があります。

### (6) かすみがうら市外へ転出予定、またはかすみがうら市に転入予定の方について

申請書類や申込先について、状況により異なります。詳細は子育て支援課（千代田庁舎1階）および、住民登録がある自治体（または転出先自治体）の保育担当課へお問い合わせください。



### 13. いばらき電子申請・届出サービスについて

#### (1) いばらき電子申請・届出サービスとは

茨城県が運営している、電子申請のホームページです。県や各自治体の電子申請・届出を、24時間365日、いつでも受け付けています。

ただし、申請後に子育て支援課で内容を確認し、不備等がなければ受理（申請完了）となります。申請しただけでは申請完了となりませんので、ご注意ください。

#### (2) 申請における注意事項

① かすみがうら市に住民登録がある方のみ、申請が可能です。

② 申請には利用者登録が必要です。また、電子署名が必要です。

※電子署名をスマートフォンで行う場合は、マイナンバーカードと電子署名アプリのインストールが必要になります。(申込時にアプリの案内があります。) パソコンで行う場合は、マイナンバーカードとマイナンバーカードの読み取りに対応したカードリーダーが必要になります。

③ 新規入所申込では、第1希望施設によって申込先が異なる都合上、以下のとおりとなります。

第1希望施設	市立保育所	民間保育所	認定こども園		地域型保育事業
			教育認定	保育認定	
かすみがうら市内	可	可	不可	不可	不可
かすみがうら市外	可	可	不可	可	可

→「可」の場合、電子申請を利用可能です。

→「不可」の場合、電子申請は利用できません。施設に直接お申込みください。

④ 就労証明書等を紙媒体でご用意された場合は、原本の提出が必要です。

写真を添付して申請された場合、原本は後日子育て支援課（千代田庁舎1階）へ直接または郵送でご提出ください。

⑤ 写真の添付ができない場合は、必ず締切日までに子育て支援課（千代田庁舎1階）へ直接または郵送（締切日必着）でご提出ください。なお、証明書の提出がないと申請を受理できず、未申請扱いとなりますのでご注意ください。

⑥ 就労証明書等を電子データでご用意された場合は、電子データを添付してください。なお、書類改ざん防止のためPDF形式で添付してください。(紙媒体での提出は不要です。)

#### (3) 電子申請に対応している手続き

令和5年10月時点で電子申請に対応している保育関係の手続きは、下記のとおりです。

令和6年度保育所入所申込		令和6年度保育所入所申込 (広域入所用)	
保育所転所申請		保育所退所届	
支給認定変更申請		在所証明書発行申請	
保育所入所取下げ届 ※入所承諾前		保育所入所取りやめ届 ※入所承諾後	
支給認定証再交付申請			

## 14. 施設概要

※下記の内容は令和5年10月時点での予定であり、今後変更となる場合があります。

※受入年齢は、令和6年度クラス年齢に準じます。(P.2「令和6年度クラス年齢」参照)

産休明け…産後8週目のある月の翌月から。(産後8週目が6月15日の場合、7月から入所可能)

※一時保育のお申込みや、実費負担額についての詳細は、各施設へ直接お問い合わせください。

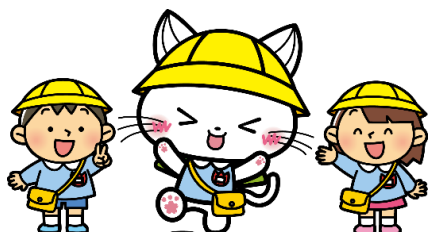
施設名	第一保育所	施設区分	市立・保育所
所在地	深谷 3667	電話番号	029-897-0345
受入年齢	1歳児から	利用定員	50人


※第一保育所は、令和6年度末をもって閉所とする方針ですので、令和6年4月以降の新規入所受付は行いません。


施設名	やまゆり保育所	施設区分	市立・保育所
所在地	五反田 298-20	電話番号	0299-59-2172
受入年齢	産休明けから	利用定員	130人

施設名	わかぐり保育所	施設区分	市立・保育所
所在地	下稻吉 519-2	電話番号	0299-59-2882
受入年齢	1歳児から	利用定員	120人


市立保育所共通	保育時間	月曜～金曜 ① 標準時間認定 7:00 ~ 18:00 延長保育 18:00 ~ 19:00 ② 短時間認定 8:30 ~ 16:30 延長保育 16:30 ~ 19:00 時間外保育 7:00 ~ 8:30	土曜 保育時間 8:30 ~ 12:30 時間外保育 7:00 ~ 8:30 12:30 ~ 13:00
	延長保育料	300円/日 (月額上限3,000円)	
	時間外保育料	無料	
	給食費	2号認定: 4,500円/月 (副食費のみ)	
	バス代	3歳の誕生日翌日から利用可能。無料	
	一時保育	受入年齢: 満1歳～ 受入時間: 【月曜～金曜】8:30～17:15まで、【土曜】8:30～12:15まで 料金: 1,500円/日 (給食・おやつ代含む) 申込期限: 利用希望日の1週間前まで ※直前の申込については、給食の用意や人員配置の都合上要相談	
	実費負担等	制服、制帽、通所リュック代: 3歳以上児 10,000円程度 教材費: 1,000円～5,000円程度、年齢により異なる ピアノカ (年長のみ): 5,000円程度 月刊誌: 400円程度/月、年齢により異なる 写真代: 35円/枚、枚数は年齢により異なる 保険代 (スポーツ振興センター): 240円/年 父母の会費: 250円/月 (第一保育所)、400円/月 (やまゆり保育所) 5,000円/年 (わかぐり保育所) …等	




施設名	のぞみ保育園			施設HP
施設区分	民間・保育所	設置者	社会福祉法人 聖隷会	
所在地	東野寺 495-1	電話番号	0299-23-5281	
受入年齢	産休明けから	利用定員	90人	
保育時間	月曜～土曜 ① 標準時間認定 7:00～18:00 延長保育 18:00～19:00 ② 短時間認定 8:00～16:00 延長保育 7:00～8:00 16:00～19:00		日曜・祝日 ① 標準時間認定 7:00～18:00 ② 短時間保育 8:00～16:00 延長保育 7:00～8:00 16:00～18:00	
延長保育料	150円/時間（月額上限なし） ※短時間認定児童における早朝の延長保育料も同様。			
一時保育	受入年齢：産休明け～ 受入時間：8:00～17:00（月曜～金曜のみ） 料金：2,220円/日（給食・おやつ代含む） 申込期限：利用希望日の1週間前まで			
給食費	2号認定：4,500円/月（副食費のみ）			
バス代	原則2歳以上児から乗車可能。無料			
実費負担等	制服代：園児服（3歳児～）、カバン（1歳児～）一式 10,000円程度 教材費：1,000円～4,500円。年齢により異なる 絵本代：350円～450円/月。年齢により異なる 保護者会費：400円/月 …等			


施設名	霞ヶ浦保育園			施設HP
施設区分	民間・保育所	設置者	社会福祉法人 聖隷会	
所在地	坂 4458-1	電話番号	029-896-2200	
受入年齢	産休明けから	利用定員	70人	
保育時間	月曜～土曜 ① 標準時間認定 7:00～18:00 延長保育 18:00～19:00		② 短時間認定 8:00～16:00 延長保育 7:00～8:00 16:00～19:00	
延長保育料	150円/時間（月額上限なし） ※短時間認定児童における早朝の延長保育料も同様。			
一時保育	受入年齢：産休明け～ 受入時間：8:00～17:00（月曜～金曜のみ） 料金：2,220円/日（給食・おやつ代含む） 申込期限：利用希望日の1週間前まで			
給食費	2号認定：4,500円/月（副食費のみ）			
バス代	2歳以上児から乗車可能。霞ヶ浦地区を原則とし運行。無料			
実費負担等	制服代：園児服（3歳児～）、カバン（1歳児～）一式 10,000円程度 教材費：1,000円～4,500円。年齢により異なる 絵本代：350円～450円/月。年齢により異なる 保護者会費：400円/月 …等			



施設名	プルミッコ保育園			施設HP
施設区分	民間・保育所	設置者	社会福祉法人 廣山会	
所在地	稲吉南2丁目9-1	電話番号	029-834-7003	
受入年齢	産休明けから	利用定員	150人	
保育時間	月曜～土曜・日曜・祝日 ① 標準時間認定 7:00～18:00 ② 短時間認定 8:00～16:00 延長保育 18:00～19:30 延長保育 16:00～19:30			
延長保育料	200円/時間（月額上限なし） ※短時間認定児童における早朝の延長保育は、行っていません。			
一時保育	※未実施			
給食費	2号認定：4,500円/月（副食費のみ）			
バス代	※運行なし			
実費負担等	保険代（スポーツ振興センター）：350円/年 帽子代：1歳以上児 約1,000円 体操服（行事・体操教室で使用）：3歳以上児 約9,000円 教材費：2歳以上児のクレヨン、ねんど等。年齢により異なる 絵本代等 約500円/月 体操教室・英語教室：3歳以上児 無料 …等			

施設名	千代田保育園			施設HP
施設区分	民間・保育所	設置者	学校法人 沼田学園	
所在地	下稲吉2420-1	電話番号	029-832-6550	
受入年齢	産休明けから	利用定員	164人	
保育時間	月曜～土曜 ① 標準時間認定 7:00～18:00 ② 短時間認定 8:30～16:30 延長保育 18:00～20:00 延長保育 7:00～8:30 16:30～20:00			
延長保育料	500円/30分（月額上限4,000円） ※短時間認定児童における早朝の延長保育料は無料。			
一時保育	※未実施			
給食費	2号認定：4,500円/月（副食費のみ）			
バス代	※運行なし			
実費負担等	教材費：年齢により異なる 保険料：1,860円/年額 …等			

施設名	キッズランドなないろ しもいなよし園	設置者	株式会社 M. World
施設区分	民間・地域型保育事業	施設類型	小規模保育（B型）
所在地	下稲吉2632-11 ALBION102	電話番号	0299-56-5761
受入年齢	産休明けから2歳児まで	利用定員	6人
保育時間	月曜～土曜 ① 標準時間認定 7:30～18:30 ② 短時間認定 8:00～16:00		
一時保育	8:00～17:00 17:00以降 0歳児（2～5ヶ月） 1,200円 1,300円 0歳児（6ヶ月以降） 800円 900円 1歳児 600円 800円 2歳児 500円 700円 ※それぞれ1時間あたりの料金（税別）		
延長保育の時間や延長保育料、実費負担額などの詳細については、施設へお問い合わせください。			

施設名	認定こども園神立幼稚園	設置者	学校法人 狩野学園	施設HP	
施設区分	民間・認定こども園	施設類型	幼保連携型		
所在地	稲吉2丁目18-8	電話番号	029-831-0328		
	保育認定		教育認定		
利用定員	105人		90人		
受入年齢	産休明けから		満3歳から		
保育時間	<b>月曜～土曜</b> ① 標準時間認定 7:00～18:00 延長保育 18:00～19:00 ② 短時間認定 8:30～16:30 延長保育 7:00～8:30 16:30～19:00		<b>月曜～金曜</b> (登園時間 7:00～10:00) ③ 教育時間認定 10:00～14:30 (降園時間 14:30～16:00) 預かり保育 16:00～19:00		
延長保育料	150円/時間(月額上限なし) ※短時間認定児童における早朝の延長保育料は無料。				
預かり保育料	450円/日(長期休業期間中は500円/日)				
一時保育	受入年齢:1歳児から 受入時間:8:30～17:00(月曜～金曜のみ) 料金:2,000円/日(給食・おやつ代含む)				
給食費	1号認定:5,200円/月(主食費+副食費) 2号認定:4,700円/月(副食費のみ)				
バス代	3歳以上児から乗車可能。2,000円/月(片道は半額)				
実費負担等	制服代:3歳以上 約40,000円 道具代:0・1歳児 約1,800円(体操帽含む) 2歳児 約5,000円(体操帽含む) 3歳以上 約6,000円、月刊誌450円～500円程度/月 (4歳児よりピアニカ別途購入) PTA会費:300円/月 行事費:いもほり代・遠足・お泊り会 …等				

施設名	くりのみ自然幼稚園	設置者	学校法人 たけより学園	施設HP	
施設区分	民間・認定こども園	施設類型	幼稚園型		
所在地	穴倉6204-13	電話番号	029-831-4510		
	保育認定		教育認定		
利用定員	87人		105人		
受入年齢	満2歳から		満3歳から		
保育時間	<b>月曜～土曜</b> ① 標準時間認定 7:30～18:30 延長保育 18:30～19:00 ② 短時間認定 9:30～16:30 延長保育 7:30～9:30 16:30～19:00		<b>月曜～金曜</b> (登園時間 8:30～10:00) ③ 教育時間認定 10:00～14:30 (降園時間 14:30～16:00) 預かり保育 16:00～19:00		
延長保育料	100円/時間(月額上限なし) ※短時間認定児童における早朝の延長保育料は無料。				
預かり保育料	300円/日(長期休業期間中は100円/時間)				
一時保育	<b>【Piccolini(ピッコリーニ):一時預かりクラス】</b> 受入年齢:1歳11か月から 受入時間:9:30～15:30まで ※左記時間外は要相談 コース:単発コース、曜日コース、毎日コース ※利用に関しては要相談				
給食費	1号認定:主食費70円+副食費270円/1食 2号認定:副食費270円/1食(副食費のみ) ※お弁当のため注文数をご指定できます。食べた食数分のご請求です。				
バス代	1,500円/片道				
実費負担等	詳細は、ご入園説明会でご説明いたします。				

施設名	美並未来みなみこども園	設置者	社会福祉法人 聖朋会
施設区分	民間・認定こども園	施設類型	幼保連携型
所在地	上大堤 210-1	電話番号	029-897-2770
	保育認定		教育認定
利用定員	120人		15人
受入年齢	産休明けから ※6ヶ月未満のお子さんについては要相談		満3歳から
保育時間	<b>月曜～土曜</b> ① 標準時間認定 7:00 ～ 18:00 延長保育 18:00 ～ 19:00 ② 短時間認定 8:30 ～ 16:30 延長保育 7:00 ～ 8:30 16:30 ～ 19:00		<b>月曜～金曜</b> (登園時間 8:00 ～ 8:30) ③ 教育時間認定 8:30 ～ 13:30 (降園時間 13:30 ～ 14:00) 預かり保育 14:00 ～ 18:00
延長保育料	100円/30分(月額上限なし) ※短時間認定児童における早朝の延長保育料も同様。		
預かり保育料	450円/日(満3歳児は300円/日)(長期休業期間中は450円/日)		
一時保育	受入年齢:1歳児～ 受入時間:9:00～17:00(月曜～金曜のみ)、 ※受入時間については要相談 料金:2,000円/日 申込期限:利用希望日の前月月末まで。要相談		
給食費	1号認定:4,500円/月(主食費+副食費) 2号認定:4,500円/月(副食費のみ)		
バス代	※運行なし		
実費負担等	園児服、通園帽子:3歳以上児 約10,000円 ジャージ(半袖短パン):3歳以上児 約3,500円(男女兼用) 教材費:年齢により異なる 運動教室・音楽教室・ダンス教室:年齢により異なる。無料 保護者会費:400円/月 絵本購入:年齢により異なる。希望者のみ 行事費(遠足、園外体験活動等):年齢により異なる。…等		

かすみがうら市子育て支援サイト「かすみっ湖」では、  
 保育所(園)・認定こども園などの利用案内のほか、  
 妊娠・出産やお子さんの成長・健康についてなど、  
 子育てに関する情報を配信しています。

詳細はQRコードから！

